

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成20年7月24日(木)
農林水産省4階 第2特別会議室

2 開会及び閉会の時刻 10:00～11:50

3 出席者
委 員 有馬会長 青山委員 浅野委員 天野委員 池淵委員
岩川委員 海瀬委員 五軒家委員 櫻井委員 沼田委員
早坂委員 前田委員 恵 委員 山根委員 鷺谷委員

幹 事 関係府省

林野庁

4 議 事

(1) 農商工等連携事業の促進に関する基本方針(案)について(諮問・答申)

(2) その他(説明事項)

① 全国森林計画の策定について

② 「美しい森林づくり推進国民運動」について全国森林計画の策定について

午前10時00分 開会

○高橋林政課長 それでは、ご案内の定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきますと思います。

初めに、委員の出欠状況についてご報告いたしますと、本日は委員20名中14名の方にご出席をいただいております。当審議会の定足数であります過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立しております。

なお、山根委員におかれましては、間もなくお見えになるというふうに伺っております。

ここで、林野庁幹部の異動がございましたので紹介をさせていただきます。

7月4日付の異動ですが、まず林野庁次長に島田次長が就任しております。

○島田林野庁次長 島田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋林政課長 それから、針原林政部長でございます。

○針原林政部長 よろしく願いいたします。

○高橋林政課長 同じく、7月4日付で森林整備部長に沼田部長が就任しておりますが、ただいま海外出張中でございますので、ごあいさつは失礼させていただきます。

それでは、会長、議事のほうよろしくお願いいたします。

○有馬会長 おはようございます。

本日は大変ご多用の中、ともかく暑い中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、議事に入る前に林野庁長官のごあいさつをちょうだいいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○井出林野庁長官 林政審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらず、また本日まことに暑い日でございますけれども、こういった猛暑の中ご出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。

けさ未明に、また大きな地震がございました。岩手・宮城内陸地震につきましては、私自身も7月1日にヘリコプターで被災地の上空を飛びまして、現在その復旧対策が緒についたところでございますけれども、今回の地震におきましても、ちょうど今10時から現地一関からヘリコプターを飛ばしまして、まずは岩手・宮城内陸地震の被災地がどう影響を受けているか、続きまして八戸、十和田あたりの国道に落石があると言われておりますので、林地崩壊などがないかどうかをチェックするために、ヘリコプターから調査をいたすことにいたしております。

東北地方はこのところ地震続きでございまして、林野庁としても事後対策に万全を期すべくしっかりやっていきたいと思っております。

本日の議題でございますが、まず農商工等連携事業の促進に関する基本方針（案）につきまして、諮問をいたしたいと考えております。

この基本方針は、本年５月に成立いたしました中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づきまして、農林水産大臣を含めます関係大臣が、この農商工等連携事業の促進の意義でありますとか、基本的な方向に関する事項等を定めることとされているものでございます。

この農商工等連携事業につきましては、地方において非常に格差が拡大していると言われていの中で、地方中心都市の中心市街地の活性化と合わせまして、周辺の農山漁村を含め、どうやって活性化していくかということで、実は私が官房長時代に経済産業省の官房長と話をいたしまして、よく我が省と経済産業省は決して仲がよくないといつも言われているんですが、この件については、一緒にしっかりやっていこうじゃないかということで共同で法律を出しまして、国会で成立をさせていただいたものでございます。

この基本方針（案）の中でも、林家・林業事業体と木材加工流通業者の連携など、林業木材産業の成長・発展とか、山村の活性化についても重要なものと考えておりますので、しっかりご審議の上、答申いただきますようお願いをいたしたいと思います。

また、本日はその他の説明事項としまして、全国森林計画の策定についてと、「美しい森林づくり推進国民運動」について、ご説明をさせていただきたいと思います。

全国森林計画につきましては、この秋策定予定でございますが、森林・林業基本法に即しまして、今後15年間の伐採や造林の計画量を定めることになりますけれども、本日は次期計画策定に向けた基本的な考え方をご説明申し上げたいと考えております。

また、「美しい森林づくり推進国民運動」につきましては、昨年の２月から官民一体となって、さまざまな取組を進めているところですが、運動の趣旨に賛同いただいた企業による美しい森林づくり活動や地方公共団体におけます取組など最近の展開状況について、後ほどご報告申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、非常に暑い中でございますが、ぜひご活発なご議論をいただきますようお願いを申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○有馬会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事次第により進めさせていただきたいと思います。

今、ご説明ございましたように、本日はまず審議事項として、農商工等連携事業の促進に関

する基本方針（案）についてがまずございます。それから、説明事項としては全国森林計画の策定について、この2つの事項につきまして説明をいただくことになっております。

まず初めに、議事（1）でございますけれども、農商工等連携事業の促進に関する基本方針（案）について、諮問、審議となります。

なお、諮問文につきましては、お手元に配付してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

農林水産大臣の諮問をいただいた、これに対する審議を行った後に、答申を行うこととなっております。

なお、本基本方針（案）につきましては、食料・農業・農村政策審議会、それから水産政策審議会及び中小企業政策審議会、当も入れて4つでございますが、その審議会において審議されることになっておりまして、その後公表されることになっております。

それでは、農林水産大臣の諮問を長官から代読していただくことでお願いしたいと思っております。

○井出林野庁長官 林政審議会 会長 有馬孝禮殿 農林水産大臣臨時代理 国務大臣 鴨下一郎 農商工等連携事業の促進に関する基本方針（案）について（諮問） 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第3条第3項の規定に基づき、別添の「農商工等連携事業の促進に関する基本方針（案）」について、貴審議会の意見を求める。

よろしく申し上げます。

○有馬会長 それでは、農商工等連携事業の促進に関する基本方針（案）について説明をお願いいたします。

○牧元企画課長 お手元に配付してあります資料1、農商工等連携事業の促進に関する基本方針（案）、これをご審議いただくわけでございますが、この後ろに資料といたしまして、1－参考1という資料と1－参考2という、2つの参考資料を付けさせていただいております。説明につきましては、こちらの参考資料の方でご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1－参考2の方の資料をご覧いただきたいと思います。

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律についてということでございまして、これが通称農商工等連携促進法と言われております法律でございます。

この法律の制定の目的につきましては、先ほどの長官のあいさつの中でもございましたとおり、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携をすると。そして、経営資源を有効に活用して

行う事業活動を促進するということでございまして、このための総合的な支援措置を講ずると
いうのが、この法律の目的でございます。

この法律の仕組みにつきましては、2枚おめくりをいただきまして、色刷りの資料で、関係
法令の構造という資料、色刷りの資料を3枚目にお付けしております。

この法律につきましては、これも先ほど長官のあいさつでありましたとおりでございますけ
れども、農水省と経産省の両省が共同で支援をするというのが新しい仕組みでございます。

そして、具体的には2つの事業が規定されておまして、1つは農商工等連携事業というこ
とでございます。これは、中小企業者と農林漁業者とが連携をして行います新商品の開発で
ございますとか、需要の開拓でございますとか、こういうものにかかわる事業でございます。

また、もう一つの農商工等連携支援事業の方でございますけれども、この事業につきましては
は、公益法人でございますとか、あるいはNPOなどが、こういう中小企業者と農林漁業者と
の交流などを支援していく、こういう事業なわけでございます。

そして、これらの事業の実施のあり方を具体的に基本方針の中で定めるということになって
おまして、この基本方針を今回ご審議いただくわけでございます。

そして、この基本方針を受けまして、右側のところでございますけれども、農商工等連携事
業計画、これは農林漁業者と中小企業者が連携をいたしまして、こういうような事業計画を作
ります。そして、認定を受けますと、右側のところの支援措置にございますような、林業・木
材産業改善資金助成法の特例、資金の償還期間などが延長されとか、あるいは中小企業信用
保証保険法の特例といった、こういうような支援措置が講じられるわけでございます。

また、この農商工等連携支援事業の方でございますけれども、これにつきましても認定を受
けますと、右のところにございますような中小企業信用保証法の特例といったような支援措置
が受けられると、こういったような法律の仕組みになっているわけでございます。

それでは、この基本方針の中身につきまして、この前の資料でございますけれども、1－参
考1という基本方針（案）について（概要）という裏表1枚紙のご説明をさせていただきたい
と思います。

まず、趣旨のところでございますが、これは先ほど来ご説明しているところでございますの
で省略をさせていただきまして、2の内容のところでございます。

まず、（1）でございますけれども、基本的な方向ということで、これにつきましては中小
企業者と農林漁業者が連携をいたしまして、新商品の開発等を実現すると、これによりまして
双方の成長、発展が見込まれるというわけでございます。このため、この法律によりまして、

両者に対する支援措置を講ずるということでございます。

(2) のところでございますけれども、農商工等連携事業に関する事項ということでございまして、この連携事業につきましては、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携をして、それぞれの経営資源を有効に活用するということでございます。そして、その新商品の開発等を行うということでございまして、具体的に有機的に連携するとは何かとか、あるいは新商品の開発とは何かということにつきまして、この基本方針の中で、括弧の中にございますような定義的な規定を置くということでございます。

それから、おめくりいただきまして裏の方でございますけれども、裏側の2ページ目でございますが、一番上の○のところでございます。連携事業の計画期間は原則として5年以内ということでございまして、これは5年以内でございますので、例えば3年とかそういうものも可能でございます。

そして、2つ目の○でございますけれども、個々の林家とか素材生産業者、あるいは特用林産物の生産者といった皆様方、こういう皆様方は林業者として、この連携事業に取り組むことができるということでございます。

それから、3つ目の○でございますけれども、一方森林組合でございますけれども、森林組合につきましては、林家組合員を束ねまして、林産物の生産に取り組むということで、農林漁業者としての立場で連携事業に取り組むということが一つございます。

それから、もう一方で、この林産物を活用して加工品の開発を行うというような取組を行っていることもございますので、こういう場合には中小企業者としての立場で連携事業に取り組む。この森林組合につきましては林業者としての立場、それから中小企業者としての立場、両方の立場で連携事業に取り組むことができるというものでございます。

それから、4つ目の○のところでございますけれども、この連携による経営改善の効果を明らかにするような観点で、この計画の認定に当たりましては、一定のメルクマールを作るということでございます。

具体的には①にございますように、当該事業者の付加価値額、あるいは従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、5年間の場合には5年後までに5%以上、仮に3年でありますれば3年後までに3%以上ということで、少なくとも毎年1%以上の向上が見込まれると、こういうことが一つございます。

それから、②でございますけれども、農林水産物の売上高がこれも同様に5年間の計画の場合でありますれば、5年後までに5%、3年でありますれば3%ということで、同じく1%

以上の向上がなされると、こういうことを認定の際の判断基準とさせていただきたいというものでございます。

それから、次の○でございますけれども、国は支援事務局を設置するという事で、具体的にはブロックごとに設置されております地方の経済産業局等に支援事務局を設置いたしまして、相談、助言等を行っていききたいということでございます。

また、計画認定を公正に行うために、評価委員会というものも設置をするということでございます。

それから、(3)でございますけれども、支援事業の方でございますけれども、支援事業につきましては、公益法人でございますとか、NPOとかが中小企業者と農林漁業者等の有機的な連携を支援する事業ということでございまして、具体的には交流会でございますとか、あるいはビジネスマッチング事業でございますとか、こういうような支援事業を行うというものが想定されるわけでございます。

そして、この支援事業を行うに当たりましては、計画期間内に5件以上の連携事業の形成を実現させる、こういうことが望まれるということを規定したいと思っております。

そして、この支援事業につきましても同様に5年以内の計画期間ということ、それから最後の○のところでございますけれども、これも同様に計画認定を公正に行うために、評価委員会を設置するという事、こういったことを規定するという事でございます。

以上、簡単でございますけれども、基本方針につきましてご説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○有馬会長 どうもありがとうございました。

それでは、この件につきまして特段のご意見、ご質問等があればお願いいたします。

特に、この諮問の全体の文章を読むと結構大変なんですけど、今ご説明いただいたのをベースにして何かございますでしょうか。

特に、いろいろな法律に限る例外規定とか、そこら辺が非常に気になるところであろうかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

はいどうぞ、池淵委員。

○池淵委員 非常に結構な基本方針の内容としてお伺いさせていただいたんですが、計画認定の判断基準をお示しになっておられて、こういった事業支援というふうなことになるのと、途中での評価、監視というか、そういう形のものがなされるのか、そういった主体はどこになるのか、そのあたり教えていただければありがたいなと思います。

○牧元企画課長 計画期間が5年以内ということでございます。これは、3年とか5年を想定しているわけでございますけれども、当然計画期間内において、国におきましても必要な範囲内で支援を行っていきたいということでございまして、先ほどご説明いたしました支援事務局などを中心に、いろいろなアドバイスの活動そういったことを行っていきたいというふうに思っております。

それから、ちょっと先ほど説明を割愛してしまいまして恐縮でございますけれども、具体的にどういう連携を想定しているのかということにつきまして、1—参考2、先ほどの資料の最後の紙をちょっとご覧いただきたいわけでございますけれども、農商工等の連携の事例ということで、この中で例えば林業者の皆さんが合板工場と連携をいたしまして、例えば国産材を合板に使いたいというようなときに、合板工場側は加工機械を導入するとか、あるいは林業者の皆さんは安定的に供給するとか、こういったような取組、こういったものが支援の対象として想定されるわけでございます。

2つ目の例で申しますと、これは耳納杉の例を書かせていただいておりますけれども、森林組合と製材工場とか工務店、こういったところが連携をして、ここでは耳納杉という例でございますけれども、天然乾燥したものをブランド化して工務店へ納入すると、こういったようなもの。具体的には、こういった活動に対して支援をするということを想定しているところでございます。

○有馬会長 よろしゅうございますか。いかがでしょうか。鷺谷委員、どうぞ。

○鷺谷委員 本質的な質問ではなくて、数字目標が掲げられていましたので、その考え方について教えていただきたいんですけれども、5年で5%、3年で3%というご説明がありました。一般にある時点の数に対する付加価値が一定というふうに考えるほうが普通だと思うんですが、そうしますと、1年につき1%ということが目標になるとしたら、5年であれば1.01の5乗マイナス1というものが、貯金の複利、利子を考えるというのが、こういうときには普通であって、この資産で考えていくということの根拠がどこにあるのかよくわからないのと、このパーセンテージがどうしてこういう数字が出てきているかということについてご説明を伺えればと思います。よろしくお願いいたします。

○牧元企画課長 大変精緻なご指摘をいただきましてありがとうございます。

ここの1%ということにつきましては、今委員からご指摘いただきましたように、非常に精緻に考えればもっといろいろな考え方が確かにあろうかと思いますけれども、ここではとにかく連携によって、少しでも前進を見るというような過程で、大変大ざっぱで恐縮ですけれども、

その観点で毎年1%ということでプラスということです。

したがって、5年で5%というのは大ざっぱではないかというご指摘かと思えますけれども、ここも毎年1%少なくとも前進をしていくという観点でおおむねこういった目標というか、そういう考え方でございます。

○鷺谷委員 そうすると、長ければ長いほど得をすることになりますか。

○牧元企画課長 そうですね。

○有馬会長 青山委員、どうぞ。

○青山委員 先日、この88点が選定されまして、その選定のお手伝いもさせていただきまして、林業分野でも何点かそちらに選ばれているなと思います。88点の場合は、どちらかというバリエーションを考えて、目新しさとかそういった視点で選んでいったわけですが、いろいろな計画認定に当たっては、そういった奇抜なものというよりも、先ほどの例示にあったような、幾つかの基本的な計画であれば、どこの地域でも選ばれる可能性があるのかどうか、ぜひそういった可能性を見つけてあげてほしいと思っておりますが、その辺のところと、後は国が評価委員会を設置するというふうに書いてございますけれども、これは国が1カ所にまとめて評価委員会をつくれるのか、それとも林業に関しては林業の部分の評価委員会ということになるのでしょうか、その辺について教えてください。

○牧元企画課長 ありがとうございます。ご指摘のまず第1点目につきましては、青山委員ご指摘のとおりでございます。先ほど事例でもご説明いたしましたような、非常に地に足のついた林業者と製材業者、合板工場などの連携とか、そういう地域の地道な活動というものを、ぜひ支援していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、ご指摘の2点目の評価委員会につきましては、基本的には先ほど支援事務局をブロック単位ということで申し上げましたのとタイアップしておりまして、基本的にはブロック単位ということを考えているところでございます。

ただ、分野別ということではなくて各ブロック単位に1本というイメージでございます。ただ、詳細につきましては、まだ経済産業省と調整中でありまして詳細は未定ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○有馬会長 早坂委員、どうぞ。

○早坂委員 説明を聞いて何となくわかったようなわからないような、最後のところのカラーのところの事例がありましたけれども、この事例の中で、今度これが制定されるところということが優遇されますとか、こういういいことがありますということを具体的に教えていただける

と、もうちょっと今までと違ったことがわかると思いますのでお願いいたします。

○牧元企画課長　ありがとうございます。具体的なこの法律によりますメリットにつきましては、事例の1枚前の関係法令の構造という、この紙をご覧いただきたいわけでございますけれども、この右側のところの支援措置という枠で囲ったところがございます。具体的なメリットとしては、当然こういった連携は各地で行われておりまして、いろいろな支援がなされているかと思うんですが、今回の支援のメリットとしては、まさに経済産業省と連携をして、我が省の法律だけではなくて経済産業省側の法律のメリットも受けられるというところが具体的なところでございまして、具体的にはここにございますような改善資金、これは無利子資金でございますけれども、これを償還期間、据置期間を延長して、より有利に借りられるとか、それからあと信用保証保険法の特例によって保証限度額を拡大するとか、あるいは支援事業でございますと、同じく信用保証法の特例が受けられるとか、具体的なメリットとしてはこういうメリットがあるわけでございます。

主として、こういう金融税制上のメリット措置を受けられると。しかも、従来林野庁だけであれば、例えば林業改善資金のメリットというのがあったかと思うんですが、今回は経済産業省とタイアップしておりますので、経済産業省サイドの中小企業施策のメリットも受けられるというところがメリットとしてございます。

○有馬会長　恵委員、どうぞ。

○恵委員　ただいまの説明について、例えば経済産業省と林野庁両方のメリットで、記載されている例以外にも何か受けられるような配慮もあるんでしょうか、ちょっと具体的には何がということは思いつかないんですが、何か計画を出す側のアイデアによって、従来それぞれの省庁が持っている事業引き寄せて、それに当てるということは可能なんですか。

○牧元企画課長　ありがとうございます。基本的にはご指摘のとおりでございまして、法律上のメリットは先ほど申し上げましたような金融上のメリット等が中心でございますけれども、これはこの法律に基づいて両省の支援措置をいろいろと動員していきたいという基本的な考え方でございます。

例えば、我が省のほうの支援施策で申し上げますと、食料産業クラスター協議会というようなことで、総合食料局サイドがいろいろと地域の食品メーカーとか、中小企業者と農林漁業者との連携を図るためのいろいろなマッチングのための事業などを行っておりますけれども、こういった事業もその方針に基づいて活用していきたいということを考えておりますし、あるいは中小企業サイドでみますと、商工会とか、商工会議所とか、こういうところがいろいろな支

援活動を行っているわけでございますけれども、こういったような商工会サイド、あるいは商工会議所サイドのいろいろなアドバイスの事業とか、支援の事業、こういったものも活用していくということで、両省のそういういろいろなツールを合わせて、連携事業に基づくような認定を受けたような皆さんに対しては支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○恵委員 ありがとうございます。そうしますと、今までのようにどこかが何とか事業を受けにいったら、重なって同様の趣旨のことで、違うところから受けにくかったりしたんですけれども、そういうことじゃなくて、そこはあえて積極的に集中方式のような形で弾みをつけていく、そういう趣旨の理解でよろしいでしょうか。

○牧元企画課長 そこは、経済産業省サイドとよく連携をして、今委員ご指摘がありましたように、両方の施策が相乗的な効果を発揮できるような形で、いろいろなツールを使って支援をしていきたいという趣旨でございます。

○有馬会長 いかがでしょうか。櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 今お話を聞きまして、かなりいいものではないという気がしております。そこで、望ましいものであると思いますが、現在既に伺ったところでは、模索しながら企業活動をやっておられるだろうと思いますけれども、それに補足するという意味でいろいろな税法上の特例を設けまして、応援するというのが、今求められているそんなふうに感じました。

これはお願いなんですが、各こういう企業団体のうちのもう一個を押せばうまく仕事ができる人たちの場合、情報がかなり偏っていたほうが連携先があると思われるので探し切れていないとか、そういったふうなものがあるんだと、それに対しては情報を提供するとか、いろいろなアドバイスをするとかという連携のお手伝いを進めていくということは望ましい。

現場で聞きますと、国からの提案があるのとか、そういうふうな予算は分けられるのという話を聞くんです。県のほう、あるいは市とか、町までいきますと案外情報が一般の方まで伝わっていない、一番現場のほうで動いている方々は、比較的上層部と言いますか、直接国に聞くとか県にということはせずに、近所のところに行って、今日は何もないですねというのがあるように思いますので、そういったものに対して特に中小企業体、あるいはNPOとかそういった人たちの正確な情報を伝えるような窓口をしっかりとつくってほしい、そしてそれをこういうのがありますよというのを発表してほしいと思います。相談する場所があれば、そこから非常によい使い方ができるのではないかなというふうに思いますので、それをよろしく願います。

○牧元企画課長 ありがとうございます。ぜひ、ご指摘にありましたように、情報が行き渡りますように、制度の趣旨をぜひ徹底していきたいと思ひますし、支援事務局も作っていくということでございますので、そういう窓口機能もしっかり整備をさせていただきたいと思ひます。

○有馬会長 今まで、ご意見を幾つかちょうだいいたしましたけれども、今ご指摘の点を踏まえて、一番大事なことは、そもそもの目的は何だったのかということに常に立ち戻っていただかなくてはいけないというところが一つあるかと思ひますし、特に数値が出ますと数値がひとり歩きをします。それでもって、いろいろな拘束を起すということもございしますので、先ほどもお答えにありましたように、柔軟にしかも目的に合った運用の仕方、例えば早坂委員のご質問は、今まで5件ぐらいやっていたのが1個増えたら20%なんだけれども、行くかどうか分からないということが結構あるわけです。途中というようなこともたくさんありますので、そういう点では中小というのは規模がどうしても小さいですから、1つやればぼんとはね上るなんだけれども、ゼロから10%いくといたら10個ないと、やっと1個なわけです。そういうことを考えると、数値目標というのは大変柔軟に扱っていただくことがどうも必要ではないかなというご趣旨のご発言だったと思ひます。

それと、もう一つは池淵委員からもございましたように、評価委員会というのが個々にあるということは大変重要なんですが、これも評価のための評価にならないように、こういうのはそれで大体くたびれるんです。出すほうがくたびれるというのが一般的だと思いますので、そういう点では今ご指摘の点は、恐らくそういうところを柔らかく言っていたのではないかと私は解釈しておりますので、ひとつ運用の点をうまく扱っていただいて、ご趣旨の本目的に沿ったので柔軟な対応、だけど変なことにはならないようにということだろうと思ひますので、そのあたりのうまいかじ取りをしていただきたいというような感じがいたしておりますが、いかがでしょうか、大体そんなようなことで、出尽くしたということでよろしゅうございしますか。

(「はい」の声あり)

○有馬会長 ありがとうございます。それでは、この辺で取りまとめを行いたいと思ひますが、特にこの文章等に細かいところが気になるところがないわけではないのですが、お役所サイドが非常に念入りにチェックされた文章かと思ひますが、特にこの文章の中、基本方針(案)について修正があるということでしたらあれなんです、どうも皆さんのご意見ですと、特段の修正はないと、適当であるという旨のご発言かと思っておりますが、よろしゅうござい

ますか。

(「はい」の声あり)

○有馬会長 それでは、異議なしということですので、答申文の案を配付いたしたいと思いますので、お目通しいただきたいと思います。ご確認ください。

文章はまことにそっけない文章になっておりますが、いつものとおりですが、こういうことで答申をいたしたいと思いますがよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○有馬会長 それでは、そのように答申させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、引き続き議事を進めます。議事(2)でございます。全国森林計画の策定について事務局から説明をお願いいたします。

○矢部計画課長 お手元の資料番号2と振ってございます全国森林計画の基本的な考え方(案)について、資料に基づきましてご説明させていただきます。

めくっていただきまして、目次がございまして、大きく分けまして、策定の基本的考えと全国森林計画の策定に関連する近年の動向、新たな全国森林計画の内容について、という構成になってございます。

1ページでございます。

策定の基本的考えでございますが、全国森林計画の趣旨といたしまして、この全国森林計画につきましましては、長期にわたる統一的な森林に関する施策の考え方、これを国が常に明らかにしておくものでございまして、大臣が森林・林業基本計画に即しまして、5年ごとに15年の計画、これを計画するというところでございます。

具体的には、44の広域的な流域ごとに、それぞれの計画量を明示することになりまして、各都道府県が策定いたします地域森林計画、それから森林管理局が策定いたします国有林の地域別の森林計画、これらの規範となる計画でございます。

(2) 策定の時期でございますけれども、現行計画は平成16年の4月からの15年間の計画期間としてございます。次の計画は21年の4月を始期とする15年計画ということになります。

策定の時期は、全国森林計画に即して都道府県の知事がたてる地域森林計画の策定に要する期間を考慮し、今年秋に次期全国森林計画を策定させていただくという形になります。

次、2ページでございます。

全国森林計画の策定に関連する近年の動向でございます。現行の計画が閣議決定されて以降

の世の中の主な動きでございますが、まず1つ目としまして、平成16年の森林法の改正でございます。これは、保安林の整備臨時措置法の期限を迎えまして、その中に位置づけられておりました特定保安林制度、これが森林法の中に規定されてございます。

これを受けまして、全国森林計画につきましても16年の6月に変更いたしまして、特定保安林指定の基準や整備方針を追加してございます。

それから、②でございますが、18年に新たな森林・林業基本計画が策定されてございます。具体的には、林齢の高い人工林につきまして、多面的機能を持続的に発揮させつつ、多様化する国民のニーズにこたえるために、間伐の適切な実施、それから針広混交林、広葉樹林化、長伐期化にすべて対応できる森林をつくっていく、こういう方針に立ってございます。

これを受けまして、全国森林計画につきましても同時期に変更を行いまして、基本計画の考え方を盛り込んだ計画に直しているところでございます。

3ページでございますが、③といたしまして、京都議定書の第1約束期間の開始ということでございます。

本年から第1約束期間に入るということで、具体的には本年3月に京都議定書目標達成計画が改定をされて閣議決定されておりますが、森林吸収源につきましても、20年度から24年度までの第1約束期間内に1,300万炭素トンの吸収量の確保ということで、追加的な間伐を実施しなければいけないということで制定をされております。

右側のほうに具体的な目標達成計画の内容が書いてございます。2つ目のパラグラフのところに、目標達成のためには、2007年度から6年間にわたり、毎年20万ヘクタールの追加的な間伐等の森林整備を実施する必要がある。こういうふうに記述がされているところでございます。

それから4ページでございますが、④といたしまして、「美しい森林づくり推進国民運動」の展開ということで、昨年から幅広い国民の理解と協力のもとで、「美しい森林づくり推進国民運動」を積極的に展開しているということでございます。これについては、後ほど研究・保全課のほうからご説明をさせていただくことになっております。

それから、5ページでございますけれども、⑤といたしまして、生物多様性の保全に係る動向ということで、本年の5月に、生物多様性基本法が制定されております。こういうことでございますので、こういったものについても踏まえた形にしていきたいと考えております。

次に、6ページでございますが、大きな3といたしまして、新たな全国森林計画の内容についてということでございます。

計画期間につきましても、先ほど申し上げましたように、平成21年4月1日から15年間とい

うことでございます。

策定のポイントでございますけれども、現行の計画が18年の森林・林業基本計画の改定に伴いまして、既に変更を行っておりますので、今回の樹立に当たりまして、基本的に現行の計画を踏襲するという考え方でございます。

ただ、現行計画の変更以降に生じました、先ほど申し上げました事象については、計画の中に追加させていただきたいということで考えております。

それから、目標数値、それから計画数量につきましては、森林・林業基本計画に示されている目標等の考え方に即し、第1約束期間内の森林吸収量目標であります1,300万炭素トンを確保するために必要な間伐等を推進する、そういったことを含めまして平成19年3月末時点における全国の森林資源現況を調査した結果に基づいた数値を計上していくという考え方でございます。

(3)の策定に当たっての考え方というのに書いてございますが、基本的には先ほど申し上げたようなことで、ここに新たなものを追加するという考え方で書いてございます。

次に、8ページをおめくりください。

森林整備・保全の目標でございます。右側に具体的な目標数値、計画量を書いてございますが、まだ次期計画の計画数量につきましては、現在検討中でございますので、空欄にさせていただいておりますが、今後詰めて次回の林政審議会にはお示しできるようにしたいと思っております。したがって、今回は考え方の方のみに説明にさせていただきます。

目標数値につきましては、先ほど申し上げました19年3月末の森林資源現況調査の結果を基本にいたしまして、森林・林業基本計画に示されています重視すべき森林の機能区分ごとの望ましい森林への誘導の考え方に従って検討をしております。

育成単層林につきましては、傾斜が緩やか、さらには林地生産力が比較的高いところについては伐期の長期化を図り育成林として維持する。一方で、林地生産力が低くて、土壤保全の観点から皆伐を避けるべきようなところについては、育成複層林に誘導するという考え方でおります。

それから、育成複層林については、引き続き育成複層林として維持をしていきます。

天然生林につきましては、重視すべき機能の発揮のために継続的な更新補助が必要なものについては、ほったらかしではなくて積極的に育成複層林へ誘導するという考え方で望みたいと思っております。

それから、9ページでございます。

各計画量でございますが、伐採立木材積でございます。これも、森林・林業基本計画に示されております森林の区分ごとの望ましい森林への誘導の考え方に基づいて、針広混交林、あるいは長伐期化というものを積極的に推進するとともに、充実しつつあります人工林を持続的に利用推進していくということを踏まえまして、必要な主伐材積を計上する考え方でございます。

それから、健全な森林を維持するために必要な人工林の間伐材積を計上するという方向で検討しております。

それから、造林面積でございますけれども、これは伐採後、人工造林、または天然更新によって速やかに、かつ適正な更新を図るということで考え方を持っておりまして、主伐材積の算出の基礎とした伐採面積に見合う面積等を計上したという考え方でございます。

10ページをお願いいたします。

林道の開設量でございます。これは、効率的な森林施業、それから森林の適正な管理に必要な林道を計画的に整備するということで、開設量を求めているということでございます。

保安林の配備につきましても、公益的機能の確保のため必要のある森林について、保安林の計画的な指定等を通じた配備を進めていくということで、計画をつくっていききたいということでございます。

治山事業でございますが、これも荒廃地や機能の低下した保安林等を対象といたしまして、治山事業による整備及び保全が必要な地区数を計上する方向で検討を行っているところでございます。

それから、11ページ別添でございますが、全国森林計画の策定に係る今後の予定でございます。

現在、計画量は空欄のままご説明させていただいておりますが、9月上旬の林政審議会におきまして、全国森林計画の骨子案ということで、先ほど説明した資料に数字を入れた形での骨子案、それから本文を案という形でお示しする素案、こういったものを提出させていただきましてご審議をいただくという予定をしております。

それを経てからパブリックコメントを実施させていただいて、10月の上・中旬ごろに再度林政審議会での全国森林計画の答申をいただき、10月の中・下旬に閣議決定という予定で、現在作業を進めておるところでございます。

12ページでございますが、先ほど申し上げました19年度3月31日現在で調査いたしました全国森林資源現況調査の結果につきまして、参考までにお示ししてございます。

まだ速報値ということでございますけれども、平成19年3月31日現在で我が国の森林面積が

2,510万ヘクタールとなっております。それから、森林の総蓄積、これが44億3,200万立方メートルというふうになっております。

次の13ページにこれまでの推移のグラフが載っておりますが、森林の面積というのは、ほぼ横ばいでございます。人工林、天然林別の面積を含めてもほとんど増減はございません。

それから、下のほうの施業区分別の面積でございますが、育成単層林、天然生林、これは微減、育成複層林が微増という結果になってございます。5年前と比べてということでございます。

次に14ページをお願いいたします。

森林の蓄積でございますが、前回調査の平成14年から5年間で約4億立方ほど増加しております。年平均にいたしますと、毎年8,000万立方メートルほど、我が国の森林の蓄積が増加しているという状況でございます。

それから、人工林の林齢別構成でございますけれども、45年生以下のものが約6割を占めてございまして、引き続き適正な間伐といった森林施業を維持する必要があるとございます。

それから、41から45年生をピークとする非常に偏った構成ということでございますので、間伐の実施に加えて、高い林齢の人工林については、択伐、間伐といった抜き伐りを本格的に進めていくことが必要となってございます。

15ページでございますけれども、重視すべき機能に応じた森林の区分の面積割合でございます。

水土保持林がやや増加しておりまして70%でございます。それから、森林と人との共生林が13%、資源の循環利用林が17%、こういう状況になっております。

16ページ、一番最後のページでございますが、参考2といたしまして、全国森林計画の計画量と実績の対象をしてございます。

これは、ストレートに同じ時期が対比されているものではございませんで、現行と書いてありますのは、平成16年から平成30年までの全計画の年平均値でございます。実績というのは、平成14年から18年までの5カ年間の平均でございます。参考までにご覧いただきますと、主伐につきましては、若干計画量を上回っておりますし、間伐については8割程度となっております。

以上が、全国森林計画の基本的な考え方（案）についてのご説明でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○有馬会長 どうもありがとうございました。

ただいま説明がありましたように、全国森林計画の策定につきまして、どうぞご質問、ご意見等をお伺いしたいと思いますが、どうぞ。

鷺谷委員、どうぞ。

○鷺谷委員 15年の計画ということですが、今お話を伺っていると、今の社会というものが転換期を迎えていて、価値観とかそのほかいろいろな状況が変わってくるように思うんですが、そういうことを踏まえているというよりは、レトロスティクティブな面もあるぐらい、過去にとられた考え方のご説明があったように思うんです。まず近年の動向というところで整理されているところにも、温暖化対策に関しては京都議定書も計画が取り上げられていますが、これはどちらかといえば短期的な計画で、もう既に国際的にも、政府の政策にしても、もっとずっと長期の目標というのが挙げられていて、それをどうやって実現していくかということの議論が巻き起こっているところです。そういうことが余りこの動向というところにも記載されていないように思うんです。

I P C Cの年次報告は出しましたが、もう既に5次の報告に向けて作業も進んでいることですし、15年ということでしたら、そのあたりもしっかり調べてプロセスとかそこだけにとどまらず、もう少し先の国際的な林業や森林に対する動きがどうなるかも見て、温暖化対策というのはすごく大きなポイントにもなると思いますので、少なくとも動向のところに少しそういう将来に向けた観点が入ってしかるべきではないかという気がしました。

一方で、生物多様性に対しては新しい法律ができたこと等を説明しているんですけども、それが考え方のところにはほとんど反映していない印象がありますので、こういう古い立て方でいいんだろうか、15年というのはすごく大きくこれから社会もそれを取り巻く自然の状況も変わっていく時代だと思いますので、計画は画期的なものにしないといけないと思いますし、計画を立てるに当たって予測が非常に難しい面が確かにあると思うんです。

そういうときの計画の立て方は、順応的な観点を入れて、その状況の変化に応じて実際にやることを見直していけるような、これは法律に基づく計画ですので、法律の中でどのぐらいのことが可能かわかりませんが、計画策定に当たっては、順応的な姿勢というのを入れておかないと、少ししたら古い、そのときは改定すればいいんだというお考えなのかもしれませんが、15年もの計画を立てるときには、それなりの気概を持って、将来予測の上に立てていただければという、私もちょっと誤解している面があるかもしれませんが、ご説明を伺っている限りでは、新しさが感じられませんでしたので、ちょっと辛口の意見を申し上げさせて

いただきました。

○有馬会長 いかがでしょうか。

天野委員、どうぞ。

○天野委員 全く同意見ですが、ある総理が200年住宅と言ったり、不用意に発せられている言葉もあると思うんです。ですから、今おっしゃった委員のご意見のような15年というものを考えたときには、まず一つはいわゆる1世紀というのは100年ですから、100年を考えたもの、日本の森林の行くべき道というようなものが前提としてあって、その次に中規模計画、それから5年くらいの計画というふうな立て方をされるといいと思います。

それから、もう一つはここのところ林野庁の頑張りが、人工林においては林野庁と森林組合連合会の連携で、非常に急ピッチに、例えば1年半くらいの間にすごく状況がよくなってきて、林業を生業とできるような状況がつくられつつあります。

ですので、この間の法律改定も急ピッチで何回も行われていると思うんですけれども、今委員がおっしゃられたいろいろな新しい視点を入れた変更をその時々勝手にやるのではなくて、状況をきちんと国民に説明できるような仕組みにしておくということが重要だと思います。

○有馬会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

恵委員、どうぞ。

○恵委員 ちょっと、ご質問を申し上げたいんですが、15ページで④のご説明で重視すべき機能に応じた森林の3区分の左側の文章で下から2行目の水土保持に対する森林所有者等の意識が反映されているという説明ですが、具体的にどういう意味で理解をしたらよろしいでしょうか。

○有馬会長 どなたから。ではお願いします。

○矢部計画課長 新米課長でございまして、すべてにお答えできるかどうか自信がありませんが……。

まず1つ、恵先生のところからお答えをさせていただきますと、重視すべき機能というのは、実は平成13年から我が国の森林については、3機能区分ということで、ここに書いてあるように3つの区分に分けてございます。これについては、民有林の場合は、市町村の森林整備計画の中で、こういう区分にすることになってございます。この区分に当たっては、当然計画策定者である市町村長さんが森林所有者等の意向を踏まえて区分していくということになってございます。そういう中で、森林所有者の方々が今思っておられるのが、豪雨の頻発というような

自然現象を目の当たりにする中で、自分の所有する森林についても水土保全機能を適切に発揮させていくというような意識が高まっているということが反映された形で、こういう結果になっているのではないかと思います。

それから、鷺谷先生、天野先生から非常に厳しいお話がございました。全国の森林計画につきましては、15年の計画ということでございまして、しかも資源計画でございます。そういうことで、我が国の森林資源の現況を踏まえて、最も健全な形で森林を管理していくためには、どういったものが必要かというものを数字で示していくということになるわけでございますけれども、基本的には上位計画でございます森林・林業基本計画は18年に策定をされてございます。これは、非常に長期スパンで我が国の森林の扱い方、考え方を示してございますので、こういったものを踏まえた形での計画にしていこうということでございます。

ただ、もちろん15年の中にはいろいろな社会経済情勢の変化等もございますので、そういったものについては、変更が必要なものについては変更ということでこれまでもフレキシブルに対応してございますし、今後もそうしていくつもりでございます。いずれにしても次回の素案をお示しするときには、もう少し内容について検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○有馬会長 どうぞ。

○天野委員 先回の林政審議会のときにお話をさせていただきました。矢部計画課長はまだこちらの席にいらっしゃったので覚えていらっしゃるかどうかわからないんですが、どなたか林野庁の方で答えていただきたいと思います。

私、前回の会議の終わりごろ、自分が新生産システムの委員をしております観点からも、それから自分が釣り好きなので、日本の山里を歩いている観点からも、林業の現地で大変大きな面積の全山皆伐が進んでいることをご指摘申し上げました。

新生産システムで参加している、あるS社という社が四国連携の中でやっていらっしゃる現場、あるいはほかの現場も見ておりますけれども、その社だけではないかもしれませんが、大変広い面積の皆伐、それはこういうことなんです。

S社の事情に関して言わせていただきますと、S社が皆伐をされているわけではありません。資源の調達の際に、素材生産業者の方に少し高めで木材を集めるので頑張って買ってくださーいということを依頼されます。そうすると、素材生産業者の方は、地方で経済的に困っている方もいらっしゃいますし、森林所有者の方で経済的に困っていて、林地を手放したいというような方、あるいは高齢なので早くお金にかえたいというような方々などが、その素材生

産業者に山を売られます。

すると、林地を持っていच्छる所有者の方は、お金がないので再生産をされないのです。それから、素材生産業者の方には再生産の義務がありません。ですので、結果として山が皆伐されたままの状態のところが多くなっているような気がいたします。

必ずしも再生産がされていないところばかりではなくて、あるところでは再生産がきちんとされているところもありますけれども、例えばそういったところでシカの被害が非常に強いところなどがあります。そうすると、そのように再生産がされたとしても、シカの被害のためにきちんとした山がその後つくられないのではないかなというふうな疑問が生じております。そのようなことを前回の林政審議会で申し上げましたけれども、この全国森林計画の基本的な考え方（案）については、私の意見等が反映されているのでしょうか、お答えください。

○有馬会長 いかがでしょうか。

○矢部計画課長 お答えをさせていただきますが、今天野委員のほうからお話がございましたように、皆伐後に何もされないということについては、問題と考えております。

具体的な面積で申し上げますと、造林未済地の面積は平成18年において約1万7千ヘクタールということです。数字の上では、その前の調査に比べると……、

○天野委員 聞こえないのもっと大きな声で元気よく。

○矢部計画課長 数字自体は2万5千から1万7千と減ってはきているのですが、その多くが天然更新による形になってございますので、すべてそれが満足いくものかどうかというのは検証していかなければいけません。いずれにしましても今、天野先生がおっしゃったように、現行では例えば植えなさいと、伐採及び造林の届け出制度等に基づき植えなさいという命令ができます。これについては、伐採者である素材生産業者が対象になっていましたが、現在、その規定の見直しを行っているところであり、伐採者だけでなく、森林所有者も対象となるような制度にしようということで検討してございます。

○天野委員 いつですか。

○矢部計画課長 今、作業が最終段階でございますので、もうすぐだと思えます。

○天野委員 この法律の施行はいつごろ世の中に広まるのでしょうか。

○矢部計画課長 全国森林計画ができる前に世の中に広めたいと思っています。

○天野委員 その場合、素材生産業者の購入した方だけではなくて、二次購入者がいますよね、例えば先ほどのそういうところにもきちんと影響が及ぶようにしていただかないといけないというふうに思います。

それから、皆さんは農林水産省の方なのでご存じだと思いますけれども、農林水産省の環境保全型農業対策室というところでは、鳥獣被害の予算を23億円ぐらいつけておられますけれども、実際上は天然更新というのを現在の日本の山でやりましても、ほとんどドイツのように、フォレスターの力で、森林所有者とそれから素材生産業者とフォレスターの3者できちんと話し合われて、今年はシカを何頭猟友会に頼んで捕りましょうねという頭数制限ができていない現状の日本では、天然更新というものに頼ってやるということは、ほとんど無意味な森林計画であると思います。

○有馬会長 前田委員、どうぞ。

○前田委員 今、天野先生からたくさん問題点があったと思うんですけれども、皆さん今度こそ、林野庁がこの15年計画を立てるに当たって、元気を出してリーダーシップを、リーダーが元気じゃないとだれもついてきませんから、しっかり元気を出して、今この15年で絶対に森林の資源価値は上がります。絶対に上がるはずなんです。これだけ、世界的に見ても森林資源は枯渇してきていますし、うちのような小さなところでも、今たくさんのお客さんがつくような時代になりました。本当にそれは枝葉まで欲しいというお客さんたちです。

ある大手のボードメーカーの方は、うちの山に来られて、たくさんタンコロが落ちている、広葉樹を伐って放ってあるのを見て泣いておられました。というのは、それぐらい材料がなくなって、その材料調達に、どうしてこんなもったいないことをするんですか、じゃこれ買ってくださいという話になるんですけれども、そういうような次元に、今まで我々のほうに全然目を向けていなかった人たちが、やっとこちらを振り向いてきてくれています。だから、今こそこの15年しっかり、この資源価値を上げるということをこの計画の中に盛り込んでいただきたいと思います。

ただ、この中で施業の集約化とかいろいろやり方があると思うんですけれども、一つのポイントとして、今の日本の施業のあり方がこのままでいいのかということも一度よく考えていただきたいと思います。

今の日本の施業のあり方、植林から下刈りまでに200万円もかかるようでは、これは絶対に国産商品としての木材としてやっていけません。だから、幾ら義務を課したとしてもだれも造林しないんです。そこを何とか半分にする、3分の1にする、それを考えない限りはだれも幾ら義務を課したって、罰金を科したって造林はしません。そこを根本的に考えていただきたい。

そして、そのためにはどういう作業システムで木を出せば、山元に、素材生産業者にお金が残って造林ができるのかということをもう一度改めて、今の作業システムでいいのかというこ

とを考えていただきたい。我々、森林所有者から言えば、植えた木は1本でも無駄にはしたくない。

ボード会社の人に歩どまりはどれぐらいですかと問われ、多分3割ぐらいしかできないんじゃないんですか、今の状況ではと言ったら、とても驚かれました。ほかの業界では考えられないぐらい歩どまりが悪いんです。でも、これが今3割から6割に上げられるかもしれない、7割に上げられるかもしれない、そうすれば自然価値が絶対上がってくるはずなんです。そこをよく考えて、今の作業システムでいいのか、施業システムでいいのか、そのあり方を根本的に考え直していただきたいと思います。

厳しい言い方かもしれないですけども、甘たれていてはこの国際競争には勝っていけないと、残っていけないと思っています。

○天野委員 ちょっと委員からの質問で申しわけないんですけども、今の前田委員に質問で、全くそのご意見のとおりだと思うんですけども、それではあなたは甘えないで何をすればいいと思われませんか。

○前田委員 私は、日々前田林業のために営業もしますし、そして今度再造林というテーマが迫っています。これは、どこと提携するかは言えませんが、植林から下刈りまでの200万円を100万円まで押さえ込むシステムを、今、あるところと提携しながら考えています。それが成功するかどうかは疑問ですけども、何もしていないわけではありません。自分にとってだれがパートナーとなり得るのかそれを探して、そしてどういう、今日本で問題のところをどうしたら変えていけるのかということも踏まえて考えていかなければ、我々は資源を再構築してこそ森林所有者、林業会社というのは、営業、会社が存続していけるわけですから、次のテーマ、見えているテーマを常に考えて、それはやっています。

ただ、どことどういうことを考えているかは、ちょっと今は企業秘密で言えません。

○有馬会長 それこそ、海瀬委員、それから岩川委員に今の若干なりとも補足的な説明をしていただいたほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○天野委員 手を挙げている人がいます。

○有馬会長 今のに関連する話はむしろ一番しやすいところだと思います。

○海瀬委員 非常にいいご意見をいただきまして、私たちもそれにどうやって対応していくかというのがありますが、確かに前田委員のおっしゃったように、どうやってローコスト化を図っていくかというのは、我々も非常に大きな課題だろうと思っています。

我が社においても、自分のところで申し上げますと、例えば補助金をいただいて、ルールど

おりの施業をするのがいいのか、もしくは補助金はいただかないで、よりローコストな施業であつたほうが得なのか、これを常に葛藤しながら仕事をしております。

現在やろうとしているのは、補助金外の造林方法、育林方法をとってコストを落とそうとしております。そのほうがトータルコストが下がるんじゃないかというようなことで、いろいろ検討しながら仕事をしております。

この場で申し上げることではないと思うんですけども、もう少し補助を出す以上はというのは当然国としてはあると思いますけれども、より柔軟な形の支援措置があればコストはかなり落とせると、そういうふうに考えております。お答えになったかどうかわかりませんが。

○岩川委員 貴重な時間でせつかくの会長からのご指名です。まとめてちょっと発言させていただきます。今の議題の問題ですが、植伐均衡思想というものを徹底して政策的にする必要があるんじゃないかと。伐ったら植えるという発想から、植えることを前提にして伐採するというシステムの確立と普及徹底が必要なんだと。そのためには、政策的なバックアップ、間伐も当然ですけども、再造林というものに対する行政的な政策のバックアップということはどう考えていくかということと、今いろいろご意見ございましたコストダウンにつきましては、当然重点課題ですが、施業技術的には、今まで検討も研究されているかと思っておりますけれども、植栽本数の問題だとか、保育の技術論、全面積に下刈りなのかどうかという、そういう技術体系の確立と普及ということも、もっと積極的に筑波の試験場あたりを活用してやっていったらどうなのか。

ただ、そのときに政策的に考えていかなければならないのは、ここのところちょっと視点と言いますか目線がちょっと少しずれているんじゃないかと思っております。立木価格ということに対する、立木価格の保障政策、価格補償ということではないんですが、末端商品の国際価格と比べて、内外価格差が逆転している実態を、商品ごとに製材が一番問題だと思うんですけども、個々の生産性向上をどうするか、あと紙・パルプ資源、合板用材、そういったものの正当な価格の実現と、立木価格への波及をどう誘導していくかということが一つの課題ではないかと思っております、その点いろいろまた一段と工夫をしていただきたい。

ぜひ、そういうことの考え方を今度の計画の中で、思想的に私は出していきたい。特に、植えることを前提にして伐ってもらうんだという発想だと思っています。

もう一点は、先ほどご意見がありました地球温暖化対策ですが、ちょうど2013年でこの7年間の特別措置、20万ヘクタールの追加整備で、また見直しのときになかなかいいシステムだと

思いますけれども、上位計画を5年ごとに見直していくということですから、条件変化で見直していけばいいんですが、私どもは今20万の追加、年間55万ヘクタールの森林整備ということ、その後どうなるのかということに対する不安感が若干ないわけではないので、15年計画の中で、次の5年間に入りますけれども、温暖化対策を基本的にどう継続していくんだということの考え方を林野庁さんとして、毅然として基本方針を打ち出していただきたい。

2013年で終わるんだということでは困ると思っていらっしゃると思いますので、その点はちょっと改正（案）の中で打ち出していただけだと思います。

それから、もう一点次の議題にもかかわるのであえて申し上げてお願いしておきたいと思います。

森林計画制度になじむのかどうかということとはちょっとわからないんですが、せっかく美しい森林づくり運動というのを国民運動として提唱されて、PR効果としてはかなり成果が上がりがちあると思っております。実態として、美しい森林というと、昔は水面に映る北山スギのポスターが、美しい森林の象徴であったわけですが、ただ最近いろいろ現場を見ますと、本当に美しくなくなっている。森林整備の政策から外れている部分が、かなり規模が小さいということと経済性が成り立たないということで、それが一番目につく道路際だとか線路沿いだとか里山だとか、そういうところで竹の侵出だとか、あるいは松くい虫の被害木の放置みたいな形で、そういうところも、これから美しい森林づくりという発想で、外観も外見も美しいというのはいろいろありますけれども、見にくいというか、見やすい形にしていくことを、政策の重点課題に取り上げていかなければならないんじゃないか。従来の政策の基準では採択されてきていない部分だと思うんです。

それともう一つは、美しい森林づくりと、そのための木材の需要拡大ということをセットで進めておられるわけですから、林地残材等バイマス関連の需要拡大も含めた林地残材等の未利用資源、実績表で見ますと3,000何百万立方の立木伐採材積で、丸太材積は1,900万か2,000万かということです。まだ6割の歩どまりですよ。それをせっかくの未利用資源を積極的に活用していくという方針を、今度の計画の中で政策としてやっていくというのは、経費も大変ですが、方針を計画の中に打ち出していくことで、美しい森林づくりとリンクしていく政策展開の可能性が出てくるんじゃないかと思っております。そこに期待を寄せておりますので、その点もちょっとご検討いただいて、具体的な改正案としてお出しいただけるとありがたいなと。若干、欲張りでしたが以上3点よろしく願いいたします。

○有馬会長 ありがとうございました。

早坂委員、どうぞ。

○早坂委員 木材を使うという部分が今弱くなってきているのではないかと。今、丸太がかなり合板工場に流れてまして、それで結構木材業界活気があるようなんですけども、現実的には丸太ばかりが元気でありまして、在来工法木材を使うという部分で、有馬先生が都心に緑をという角材を使うところが、今全く弱くなっています。ですから、その部分も増やしていかなと、山に木を植えるということは材価が上がらなくなかなか上手くいかないと思いますので、私の願いは、ぜひ国産材を使った住宅、木を使うことをもっともっと林野庁のほうでPRしていただきたいと思います。

以上です。

○有馬会長 海瀬委員、どうぞ。

○海瀬委員 先ほどの質問に答えさせていただいて一つ思ったことなんですけれども、例えば12ページですけれども、森林区分で、国有林とそれから民有林という大きな2つの区分があります。民有林の中に私有林と公有林、これ3つとも全部違うと思うんです。

3つの役割が何なんだと、国有林は国有林で役割があるじゃないか、公有林は公有林で役割があるじゃないか、私有林は私有林で役割があるんじゃないか、それぞれ違った役割を持ってしかるべきだと私は思っておりまけれども、もしそうであれば、計画自体も国有林はどうしていくんだと、公有林は今後どうしていくんだと、私有林はどうするんだというふうな書き出しがあったっていいんじゃないかなと思います。常々考えておるんですけれども、法律の関係もありますので、何とも言えませんが、そういう思いを持っております。

○有馬会長 これは避けて通れない問題に多分なっていると思います。

天野委員、どうぞ。

○天野委員 先ほど、前田委員が言われた、この15年が非常に大事なんだという趣旨を、この1ページの全国森林計画の趣旨のあたりに入れ込んだ文章を一つ欲しいなというふうに、聞いていて思いました。この15年が重大なんだということを国民に向けてアピールすることが一つ重要だと思います。

2つ目は、これからは2つあると思うんです。1つは、今までの8割使っていた外材を使わないという、国産材重視という観点が1つ。日本の60年間育ててきた人工林を使うチャンスとしてあるんです。

もう一つあります。みんなが意外と忘れていますが、乾燥木材、製材時の乾燥が主に重油でされていること。これに重点をおいて、そしてそれを木質バイオマスエネルギーで乾燥

するということにしますと、未利用資材が随分使えます。それから、未利用資材を使って、そういう木質バイオマス乾燥をしたときに、実は煙というか蒸気の部分、またこれは乾燥に使ったりもできるわけです。そのように、カスケード的に利用していくというようなことを、こういった法律の中ですべての林業者に促進していくというようなことを、エネルギー問題の重要視されている観点からもう入れていただきたいと思います。

○有馬会長 ありがとうございます。いろいろとご意見をちょうだいいたしましたけれども……

櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 先ほど、鷺谷先生言われたのに関連して、国の森林管理の基本となる文章ですが、そういったものに、先ほど従来の計画を踏襲した計画は問題ではないかというお話でございました。確かに、そういうところはあると思います。森林管理は全部林野庁が基本的に握っているよという意識を皆に見せるときに、森林という言葉の持つ意味というのが、結構違う人たちがいるというところが、鷺谷先生のほうから出てきた問題だと思います。

日本国の森林は、日本国民の森林でもあり、林業者がばかりでなくて日本国民の森林であり、世界からも言われている森林であるよということは我々は全部わかっているからとしたためにいいと思いますから、わかっていることはわかっているんですけれども、わかっているぞというのを繰り返して出さなければいけないんだろうと思います。

そういうものをやった上で、保護環境のものは環境省などというふうに分けるのではなくて、まずそういったものを共通基盤として持っていた上で、この部分は資源管理は林野庁が持つというところで資源管理についてもいろいろなもの場を提供するというものについては、きちりやるんだということをやってもら。それでもって、日本の森林に関する考え方は基本的には一緒なんだというのをいろいろな場で説明していく必要があるのではないか。美しい森林づくりのほうでやっていくからいいではないかではなくて、それをやっているんだということも入れていく必要があるのではないかということはずっと感じていました。

○有馬会長 ありがとうございます。

山根委員、どうぞ。

○山根委員 今後15年間と言いましたが、このグローバル化という視点の中での地の資源というものが、今、製材・ベニヤ・チップというようなことで、いろいろな形で使われるわけですが、どちらに流れるやら、ひょっとして全部チップにして紙にしたほうがいいんじゃないかと、全部ベニヤしてしまうほうがいいんじゃないか、輸出しようやと。四角に挽くことはやめようと、

これなら森林どうなるんだというような視点まで、ひょっとしたら考えねばならないこともあるのかもわからない。そういうような、今までともかく製材していく、残ったものを何かに使っていくというような視点ではなくて、全部使うことは葉っぱまで使うということになろうと思うんですが、その使い方の新しい、要は林業、製材業、木材業というような視点が要るような時代に入ったんじゃないかなというような気がいたします。

○有馬会長 ありがとうございます。

浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 意見ですけれども、皆さんのお話をお聞きしてまして、材というのは、一つの私の材でもあるけれども、公的材なんだということを共通認識を皆さんお持ちだと思んですが、一方では一般企業、例えば今回経済産業省と連携をするという法律が出ておりましたけれども、一般の大手企業というのは、基本的には企業の社会的責任というのは切り離せない時代になってきておまして、当然収益の何パーセントかは社会に還元していくんだと。そういうことが林業の中に、例えばこれから15年の中にそれを林業企業としての社会的責任というものが、どこかに一言入らなくてもいいのだろうかということを少し感じながら、皆さんのお話を聞いておりました。

以上です。

○有馬会長 どうですか、五軒家委員は、何か今までのをお聞きになって。よろしいですか。

鷺谷委員、どうぞ。

○鷺谷委員 最初に、余りに抽象的な意見を述べてしまったので、温暖化対策のことに関して、具体的にこういう言葉が入るべきではないかということを補足させていただきたいと思うんですけれども、今、吸収源としての緩和策について森林が果たす役割しか考慮されていないように思うんですが、今、温暖化というのは確実に、かなりの緩和策をとったとしても進むということが、かなりの確度で予測されるようになって、適応策をどうするかということが、国際的にも国内でも、今もう議論が始まっていますし、これからそれが強化されていくと思うんです。森林が適応策に果たす役割というのも多様な役割があると思いますので、そういうことも考慮に入れながら森林の計画を立てていただくといいんじゃないかなと思いました。

○有馬会長 ありがとうございます。よろしいですか。

今また計画について、皆さんのご意見をちょうだいいたしましたけれども、基本的にどうも何をどのぐらいまとめればいいのかということになると難しいと思うんですけれども、ただ非常にはっきりしていることは、ここ15年の計画を立てなくてはいけない、この役割があるという

ことですが、それについてはオーバーな言い方をすると長期的な、どこかに確かに文章があったと思いますけれども、100年という言葉もたしかどこかにあったと思うんですが、いずれにしても長期にわたっての中で15年というのはどういう位置づけにあるのか、そのときにこれだけ変動の大きい時代、国際的な問題、それから生物多様性の問題、それから地球温暖化の問題、こういう国際的な問題、グローバルな問題を含めて、それからそれだけではなくて木材の利用自身も、合板もあれば製材もあれば、エネルギーまであってチップも入ってきた。資源問題というのも絡んできた。だけど、その中であって、基本的にあるのは持続可能性である。持続可能性ということを考えて、我々はどう対応すればいいか、そのときに我が国の今の全体の状態を見ると、過去の人たちが造成した財産のおかげで、少なくとも40年から50年生の樹齢分布のところは山がたくさんあるわけです。でもその財産を使いながら、次の世代にどうやってつなげるかというスタート地点立っていると、こういうことだと思います。

そういう点では、やっとな資源が使えるようになって、その資源を使いながら次の世代の資源をどのように育成するか、こういう時代に立っている、そういう点ではいろいろな意味でのスタート地点に立っているといっても私はいいように感じておりますけれども、一つそのあたりをベースにした考え方というのを整理しておかなくてはいけないんじゃないかということだろうと思います。

それには、どうしても持続的でなくてはいけません。それから伐採後の森林をただ単に放っておく、こういう例もありました。皆伐して、その後、獣害がどうだというようなことについても、天然生林というのは放っておけば天然生林になるといったら大間違いで、むしろ積極的に手を入れなければできないことだってあるわけです。それは、なぜかというと天然に生えてきたものを生かすか殺すかというのは、大変重要な視点です。最も専門的な知識がいるところがあります。そう考えると、植林するのも一つの手であるけれども、天然生林を生かしていくというのもこれまた基本的には手入れなんです。

そういう点を含めて、とにかく今まで森林・林業の置かれている立場が、森林・林業関係の内部に押し込められているような状況が私はあったような感じがするんです。それは、そうではなくて、森林吸収源の問題も含め逆に森林の位置づけがもっと世の中全体のみんなにかかわる問題だというのがやっとな認識されつつあるという状況になっておるかと思いますので、それこそ今、林野庁が、こんなこと言ったら怒られるんでしょうか。余りにもよいしょかなと言われかねないんですけれども、一番胸を張って歩ける、ちゃんとしたこと、当たり前なことを当たり前と言える時代に私はなりつつあるという具合に考えておりますので、一つ当たり前のこと

を当たり前の、多分納得できないことというのは、今お話されたことは大半の方々には納得されると思います、国民に対して。

そういう点では、遠慮せずにひとつ森林計画の具体的なものについても、柔軟に先ほど補助金に対する拘束だとか規制があるとしたなら、それは柔軟に扱わなくてははいけませんし、そういう点を一つ知恵を働かせていただいて、次の計画に備えたいと。大事なことは柔軟な対応が必要かなということが結論として皆さんのご意見だったように考えています。

そのためには、情報をいろいろなところからちょうだいしなくてははいけないということも事実だろうと思います。どうも一律ではないわけですから、そういう点ではいろいろな情報をちょうだいして、これをベースにして、どの領域だったらどの程度できるかということ、ぜひとも進めるように柔軟な対応をお願いしたいということだと思います。まとめになったかどうか分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

それでは、大分時間が押し迫ってきましたけれども、今のお話にも若干関係しているかと思いますが、議事次第②「美しい森林づくりの推進国民運動」について、事務局から説明をお願いいたします。

○渋谷研究・保全課長 資料3と書いてある「美しい森林づくり推進国民運動」についてというのをご覧いただきたいと思います。

ごく簡単に最近の動きをご紹介、ご報告いたしたいと思います。

3ページ目ですけれども、昨年の2月に開催された関係閣僚会合を契機として政府が中心となって、この運動が始められましたけれども、6月には元ソニーの出井さんを代表といたしまして、さまざまな団体からなる民間サイドでの美しい森林づくり全国推進会議というものが立ち上がりました。

本運動は、先ほどからご議論いただいております森林吸収源対策となる間伐を推進することが短期的な目標でありますし、森林計画の中でもお話がありました長期的には100年先を見据えて長伐期間、針広混交林化、広葉樹林化などの多様な森林づくりを推進するという目標を掲げまして、さまざまな取組を展開しているところでございます。

具体的には、今年の3月になりますけれども、京都議定書の目標達成計画が改定、閣議決定されましたが、この中にきちんと本運動を位置づけていただいたということがあります。

また、直近では6月27日に閣議決定された骨太の基本方針の中で、低炭素社会の構築という部分に、この「美しい森林づくり推進国民運動」を入れていただいたということがございます。

具体的には、2枚目をご覧いただければ幸いです。

最近の動きでございますけれども、まず運動の加速化ということで、4月に本運動の中心となって動いております林野庁の中に実行本部をつくり推進体制を強化いたしました。

また、先ほど申し上げましたように、6月27日には美しい森林づくりの全国推進会議が開かれて、福田総理、若林農林水産大臣を来賓に迎え、盛大に開催されました。

このときには、ガールスカウトの皆様などが参加いたしまして、総理からの呼びかけに応えて、森林づくりを進めていくという宣言をしております。

また、民間の協力もかなりいただいております、3番目にありますとおり、ディズニーさんの方から協力をいただきまして、ちょうど「ナルニア国物語」という映画が森林を守ろうという話でございまして、これと一緒に美しい森林づくりのキャンペーンをやっていただけるといことになり、全国一斉にキャンペーンを展開していただいたところでございます。

次に、裏側をごらんください。

林野庁としても全国キャラバンというのを展開しております。「若林大臣と語る希望と安心の国づくり」では、大臣自ら国民と対話をしたり、長官をはじめ幹部が中心となって全国キャラバンをいたしております。

また、九州の森林づくり等では、国有林と九州各県で美しい森づくりに向けた協定を結ぶとか、そういった動きが出てきております。

また、洞爺湖サミットのプレイベントで行いました環境フェアの中でも、美しい森林づくりのブースを設置したりと、さまざまな形で国民各層への浸透を図っている状況です。

5番目は、先ほどちょっとお話がありましたけれども、企業による森林づくりの運動を進めようということで、CSR活動などもかなり進んでおりますけれども、企業のほうが求めているものと、それから各都道府県等あるいは国有林で行っております森林づくりをうまくマッチングさせようということで、東京、大阪でこういったフェアを開催し、220社に参加していただき、企業の関心は非常に高くなっているということを感じた次第でございます。

また、洞爺湖サミットにおきましても、メディアセンターの外壁に間伐材を使うとか、あるいは国産材の割りばしを使っいただくというキャンペーンを行ったところでございます。

さらに、不在村所有者対策等々幅広く行っておりまして、次のページが美しい森林づくり全国推進会議の状況説明で、ホームページにも出しているところでございます。

最後のところが首相官邸のホームページに出たものでございますけれども、こういった形で全国各地にこの運動についての情報発信をしているところでございます。

引き続き、この国民運動を推進し、京都議定書の目標達成に向け、間伐の推進を積極的に進めていきたいと考えているところでございます。

簡単ではございますけれども、現在までの活動状況についてのご説明をさせていただきました。ありがとうございました。

○有馬会長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。この運動について、今ご説明がございましたが、何かご質問、今までいろいろとご意見を頂戴したのを総括していただいたような感じもしないではないですが、いかがでしょうか。

先ほどの100年というのはここに出ましたね。1枚目のところ、さらに100年先を見据えというのが赤字でちゃんとついておりました。

はい、どうぞ。

○恵委員 こういう運動が広がると思います。

一つ、もしかすると私が誤解しているかもしれないので教えていただきたいんですが、例えば非常に緯度の高いところ、山の高いところまで木が奥山まで植えられていて、先ほどの計画策定にもかかわるんだと思うんですが、今後施業のしやすさという意味で、斜面が急でなく奥山でなくというところに森をつくるという100年計画がもしあるとしたら、今まで植えてきたところを天然生のところに置きかえて、その場合に熊森（協会）の人たちが言っているように、生き物たちが下りて里や施業して植林したところの若木を食べてしまわないようにするためには、生き物たちの食べ物となる植物の多様性を山のほうでも保証していくというすみ分けを大きな施業の中のプランに盛り込めるとしたら、すみ分けした際の林業のための場所以外のところで、天然更新していくという地域、そちらに皆さんが国民運動としてこぞって入っていったら、林業の方は林業にある程度専念といいますか、連携ができるのではないかなとふと思ったので、計画にそういう考え方が反映できるか、それに応じた国家戦略も場合によっては担保できる部分の面積も増えるのではないか、いわゆる仕組みとしてそういう国土の見直しというのをやっているのであれば、やるということ自体をあるパーツの部分に国民運動として人を動員すればいいということではなくて、そういうことを理解した国民を増やしていったら、林業の担保とか森林の手入れにかかわれる、そういう人たちを増やしていくと大きな仕組みが生まれるんじゃないかなという気がしました。

○有馬会長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この説明をちょうだいいたしました。ほかに何か。

はい、どうぞ。

○天野委員 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、大変よろしい法律と思います。この法律は、いつから施行されるのでしょうか。いつから使えるのでしょうか。

○牧元企画課長 法律自体は7月21日の施行ということでございます。基本方針につきましては、今それぞれの審議会でご審議いただいております、8月には基本方針ということで正式に決まるかと思っております。したがって実際に動くのは恐らく9月以降ということになるかと思っております。

○有馬会長 先ほど、この審議会のほかにあと3つの審議会があるんですよね。大体同じ時期にやられるというように聞いておりますので、その審議の後にやるということになっておるようでございます。

よろしゅうございましょうか。あと、事務局のほう何か。追加、あるいは何かございましたら、よろしいですか。

それでは、これで以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会させていただきます。非常に長時間にわたりまして、熱心にご審議いただきましてまことにありがとうございました。

若干でもここは涼しいですから、外はめちゃくちゃに暑いですから、ぜひともお体を十分注意していただいております。ありがとうございます。

午前11時50分 閉会